平成２５年（フ）第１８３２号
札幌市豊平区美園３条５丁目１番15号　原ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南２条西８丁目11番地クルーザーバレータワーＳ２―906号
破産者　株式会社創
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
釧路市大楽毛南１丁目１番33号
破産者　有限会社佐藤タイヤ商会
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５３号
山形県東田川郡庄内町余目字梅ノ木19番地１
破産者　有限会社サンアート
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１２８号
茨城県日立市砂沢町343番１
破産者　株式会社リサイクル・エヌ・エス
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１３４２号
埼玉県志木市柏町６丁目29番62号北川ビル１Ｆ
破産者　株式会社もじぞう
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目７番16―402号、開始決定時の住所千葉県柏市加賀３丁目17番12号
破産者　西脇　拓哉
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７５号
千葉県松戸市小金原９丁目15番地の27、開始決定時の住所千葉県松戸市小金原８丁目４番地の３
破産者　佐々木一浩
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８２号
千葉県松戸市松飛台112番26
破産者　有限会社ユウキ
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８３号
千葉県柏市しいの木台４丁目36番地１　中沢テラスハウスＥ―１号
破産者　阿部　重信
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９８号
千葉県野田市日の出町27番地18
破産者　株式会社アトコ
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５５３号
千葉県野田市平井323番地
破産者　早見　　剛
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５９５号
千葉県我孫子市湖北台７丁目16番66―303号
破産者　三好なか子
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８１５１号
東京都府中市緑町１丁目12―６―1101
破産者　上野　　一
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０７号
千葉県千葉市中央区中央１丁目８番２号
破産者　ベル・ウッド・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０８号
千葉県千葉市中央区中央１丁目７番１号　ダイアパレス千葉中央公園1202号
破産者　株式会社ビーダブルジェー
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６０９号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目３―４―402
破産者　鈴木　洋子
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８０９号
東京都練馬区大泉学園町２丁目23―45
破産者　南舘　弘康
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２号
神奈川県小田原市板橋77番地
破産者　有限会社所沢電機
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３９３号
新潟市北区朝日町１丁目10番５号
破産者　笠原　　裕
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０８号
滋賀県彦根市長曽根南町459番地６　増川雄士方、商業登記簿上の本店所在地滋賀県彦根市稲部町629番地
破産者　葵物産株式会社
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１５４１号
大阪市平野区瓜破２丁目１番49―403号
破産者　株式会社オアシス
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部